

一般乗合旅客自動車運送事業者の皆様へ (届出書等記載要領及び留意事項)

事業用自動車の増車・減車の手続きの際の注意事項をまとめましたので、今後手続きする際に参考にしていただきますようお願いいたします。

○事業計画変更届出書

・事業用自動車の種別ごとの数について

前回の届出書を確認する等、間違いがないようお願いいたします。

減車される際は、当該営業所における最低車両数(※)を下回らないようご注意ください。

※常用5両、予備1両、合計6両(地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等を除く。)

・増車・(減車) 予定日について

事前の届出になりますので、原則変更実施予定日の7日前までに届出をしていただきますようお願いいたします。

※郵送の場合、届くまでに時間がかかります。予定日は余裕を持って記載してください。

・車庫の必要面積及び収容能力について

「増車後に必要となる面積」欄は変更後の車両数に応じた面積、「収容能力(車庫面積)」欄は現在認可されている車庫の収容能力の面積となります。

所属営業所の車庫が複数ある場合は全ての車庫の合計を認可収容能力に記載してください。また、必要面積計が認可収容能力の9割を超える場合は、車両配置平面図の添付が必要になります。

○添付書類

・添付書類(増車および代替増車の場合のみ)

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(宣誓書等)

○事業用自動車等連絡書

・車台番号、自動車登録番号の間違いがないようお願いいたします。

(不備があった際は再度、輸送・監査部門宛てに送付していただく必要があります。)

・有効期限は発行日から1ヶ月になりますのでご注意ください。

<留意事項>

- ・事業計画変更届出書の控えが必要な場合は2部用意してください。
- ・郵送で手続きする場合は返信用封筒を同封してください。
- ・間違えた箇所を修正する際は、修正液などは使わず二重線で消し訂正してください。

問い合わせ先

北陸信越運輸局

新潟運輸支局 輸送・監査部門（乗合担当）

TEL：025-285-3124 FAX：025-285-0473

記載例

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の 事前届出書

令和 4 年 4 月 1 日

北陸信越運輸局新潟運輸支局長 殿

住所 **新潟県新潟市中央区東出来島 1 4 番 2 6 号**

氏名又は名称 **国土太郎運輸株式会社**

代表者名 **代表取締役 国土 太郎**

道路運送法第 1 5 条第 3 項及び同法施行規則第 1 5 条第 2 項で準用する第 1 4 条の規定により届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所 並びに代表者氏名	新潟県新潟市中央区東出来島 1 4 番 2 6 号 国土太郎運輸株式会社 代表取締役 国土 太郎
2 変更しようとする事項	○営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車の数 ○営業所毎に配置する事業用自動車の数
3 実施予定日	令和 4 年 4 月 2 0 日
4 変更しようとする理由	業務量増加のため etc...

届出日の 7 日後以降、1 ヶ月以内の日付を記載してください。

営業所別の事業用自動車の数

	新					
	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合計
	常用車数	予備車数	小 計	事業用自動車数		
本社 営業所	6 (0)	1 (0)	7 (0)	()	2 (2)	9 (2)
営業所	()	()	()	()	()	()
合 計	6 (0)	1 (0)	7 (0)	()	2 (2)	9 (2)
	旧					
	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合計
	常用車数	予備車数	小 計	事業用自動車数		
本社 営業所	5 (0)	1 (0)	6 (0)	()	2 (2)	8 (2)
営業所	()	()	()	()	()	()
合 計	5 (0)	1 (0)	6 (0)	()	2 (2)	8 (2)

() 内は、乗車定員 1 0 人以下の事業用自動車数を内数として記載する。

増減車両の明細

増車・減車の別	所属営業所	運行様態	型式又は登録番号	乗車定員	長さ	幅	高さ	車両総重量
増車	本社	定	RU1SE-123 45789	56人	1199cm	249 cm	376 cm	16200kg

* 運行様態は、路線定期運行は「定」、路線不定期運行は「不」、区域運行は「区」と記載する。

* 当該届出が増車の場合は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等)

自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫の位置	収容能力㎡	増車後必要となる面積(㎡)
本社	新潟県新潟市中央区東出来島14番 26号	1000㎡	500㎡

事業計画上の配置車両数を留め置けるのに必要な面積

* 自動車車庫の面積に余裕がない場合(概ね90%以上)には、車両の収納状況を示す平面図等の書面を添付すること。

(増車・代替の場合に添付)

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法の基づく本申請にかかる自動車については、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定に基づき平成17年国土交通大臣告示台503号に定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全て加入いたします。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和4年4月1日

住所 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号
氏名又は名称 国土運輸太郎株式会社
代表者名 代表取締役 国土 太郎